

## 平成19年度決算に基づく健全化判断比率

	早期健全化基準 〔自主的な改善努力 による財政健全化〕	財政再生基準 〔国等の関与による 確実な再生〕	大阪市 〔19年度決算〕
実質赤字比率 (一般会計等ベース)	11.25%以上	20%以上	—  (実質黒字額 4億円)
連結実質赤字比率 (全会計ベース)	16.25%以上	40%以上	—  (連結実質黒字額 15億円)
実質公債費比率 (特別会計を含めた 実質的公債費)	25%以上	35%以上	<b>11.8%</b>
将来負担比率 (特別会計・3セク等を 含めた実質的負債)	400%以上	/	<b>263.8%</b>

(注)

1. 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」と表記している。
2. 連結実質赤字比率の財政再生基準については、3年間の経過的な基準(市町村40%→40%→35%→30%)が設けられている。

## 【参考】健全化判断比率の算定方法

●実質赤字比率とは・・・一般会計等(普通会計に相当する会計)の実質赤字額の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質赤字比率 (一般会計等ベース)} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

●連結実質赤字比率とは・・・全会計を合わせた実質赤字額の標準財政規模に対する比率

$$\text{連結実質赤字比率 (全会計ベース)} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

●実質公債費比率とは・・・一般会計等(普通会計に相当する会計)が負担する実質的な公債費(特別会計への繰出含む)の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(準元利償還金の内訳) 特別会計の償還にかかる一般会計等からの繰出額 など

(特定財源の内訳) 都市計画税、住宅使用料 など

●将来負担比率とは・・・特別会計・3セク等を含めて一般会計等(普通会計に相当する会計)が将来負担すべき実質的な負債総額の標準財政規模に対する比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(将来負担額の内訳) 地方債残高(一般会計等)  
退職手当負担見込額(一般会計等)  
公営企業債等繰入見込額(特別会計の償還にかかる一般会計等からの繰出見込額)  
債務負担行為に基づく支出予定額(土地開発公社の依頼土地など)  
設立法人の負債等負担見込額(3セク等の損失補償など)  
連結実質赤字額 など

(特定財源見込額の内訳) 都市計画税、住宅使用料 など

# 平成19年度決算に基づく各会計資金不足比率

(単位:%)

会 計 名	資 金 不 足 比 率	経 営 健 全 化 基 準
自動車運送事業会計	29.8	20.0
高速鉄道事業会計	-	
水道事業会計	-	
工業用水道事業会計	-	
市民病院事業会計	39.1	
中央卸売市場事業会計	194.0	
港 営 事 業 会 計	-	
下水道事業会計	-	
食肉市場事業会計	-	
市街地再開発事業会計	-	

(注)  
資金不足比率がない場合は、「-」と表記している

## 【参考】資金不足比率の算定方法

●資金不足比率とは・・・公営企業ごとに算定した資金不足額の事業規模に対する比率

資金不足比率 (公営企業ごと)	=	$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模 (営業収益 - 受託工事収益)}}$
--------------------	---	--